

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）〈第一条関係〉 . . . . . 1

○ 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）〈第二条関係〉 . . . . . 10

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）

（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>（非常災害により生じた廃棄物の処理の原則）</p> <p>第二条の三 非常災害により生じた廃棄物は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、円滑かつ迅速に処理されなければならない。</p> <p>2 非常災害により生じた廃棄物は、当該廃棄物の発生量が著しく多量であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、将来にわたつて生ずる廃棄物の適正な処理を確保するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。</p> <p>（国民の責務）</p> <p>第二条の四 （略）</p> <p>（非常災害時における連携及び協力の確保）</p> <p>第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（国民の責務）</p> <p>第二条の三 （略）</p>

定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

(基本方針)

第五条の二 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜四 (略)

五 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項

六 (略)

3・4 (略)

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 (略)

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜四 (略)

五 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

3・4 (略)

(基本方針)

第五条の二 (略)

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜四 (略)

五 (略)

3・4 (略)

(都道府県廃棄物処理計画)

第五条の五 (略)

2 廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一〜四 (略)

3・4 (略)

## 第二章 一般廃棄物

### 第一節 一般廃棄物の処理

#### (一般廃棄物処理計画)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

#### (市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ハからホまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第二項第二号及び第三項、第九条の三第十二項(第九条の三の三第三項において準用する場合を含む。)、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二

## 第二章 一般廃棄物

### 第一節 一般廃棄物の処理

#### (一般廃棄物処理計画)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### (市町村の処理等)

第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分(再生することを含む。第七条第三項、第五項第四号ハからホまで及び第八項、第七条の三第一号、第七条の四第一項第五号、第八条の二第六項、第九条第二項、第九条の二第二項、第九条の二の二第二項第二号及び第三項、第九条の三第十二項、第十三条の十一第一項第三号、第十四条第三項及び第八項、第十四条の三の二第一項第五号、第十四条の四第三項及び第八項、第十五条の三第一項第二号、第十五条の十二、第十五条の十五第一項第三号、第十六条の二第二号、第十六条の三第二号、第二十三条の三第二項、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項を除き、以下同じ。)しなければならない。

項を除き、以下同じ。)しなければならない。

2～7 (略)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第九条の三 (略)

2～8 (略)

9 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

10 (略)

11 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令」とあるのは「環境省令」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

12 (略)

2～7 (略)

(市町村の設置に係る一般廃棄物処理施設の届出)

第九条の三 (略)

2～8 (略)

9 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「前項の」とあるのは「第八項の」と、「同項」とあるのは「前項」と、第三項中「第一項の」とあるのは「第八項の」と、「第四項中」「第一項」とあるのは「第八項」と、「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。

10 (略)

11 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三第八項」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

12 (略)

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

第九条の三の二 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設（一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。）を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置す

ることが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(周辺地域への配慮)

第九条の四 第八条第一項の許可を受けた者、第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び前条第一項の規定による届出をした者(以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等)

第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者(第三項及び次条第一項において「許可施設設置者」という。)から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(合併及び分割)

第九条の六 許可施設設置者又は第九条の三の三第一項の規定による届出をした者(以下この項及び次条において「許可施設設置者等」という。)  
( )である法人の合併の場合(許可施設設置者等である法人と許可施設設置者等でない法人が合併する場合において、許可施設設置者等である法人が存続するときを除く。)  
( )又は分割の場合(当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。)  
( )において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承

(周辺地域への配慮)

第九条の四 第八条第一項の許可を受けた者及び前条第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村(以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等)

第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者(第三項、次条第一項及び第九条の七において「許可施設設置者」という。)から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(合併及び分割)

第九条の六 許可施設設置者である法人の合併の場合(許可施設設置者である法人と許可施設設置者でない法人が合併する場合において、許可施設設置者である法人が存続するときを除く。)  
( )又は分割の場合(当該許可に係る一般廃棄物処理施設を承継させる場合に限る。)  
( )において当該合併又は分割について都道府県知事の認可を受けたときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継した法人は、許可施設設置者の地位を承継する。

継した法人は、許可施設設置者等の地位を承継する。

2 (略)

(相続)

第九条の七 許可施設設置者等について相続があつたときは、相続人は、許可施設設置者等の地位を承継する。

2 前項の規定により許可施設設置者等の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 産業廃棄物

第五節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の五 (略)

2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもって足りる。

第五章 罰則

2 (略)

(相続)

第九条の七 許可施設設置者について相続があつたときは、相続人は、許可施設設置者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可施設設置者の地位を承継した相続人は、相続の日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章 産業廃棄物

第五節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の五 (略)

第五章 罰則

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条の三の三第一項、同条第三項において読み替えて準用する第九条の三第八項、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 十二（略）

十三 第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第三項（第九条の三の三第三項において読み替えて準用する第九条の三第九項において準用する場合を含む。）、第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第十項又は第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者

十四 十七（略）

第二十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の二第四項（第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第九条第六項（第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十二条第三項又は第十二条の二第三項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 十二（略）

十三 第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者

十四 十七（略）

改正案	現行
<p>（災害応急対策及びその実施責任）</p> <p>第五十条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を<sup>防</sup>御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項</p> <p>七・八（略）</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生<sup>の</sup>防<sup>御</sup>又は拡大の防止のため<sup>の</sup>措置に関する事項</p> <p>2（略）</p> <p>（廃棄物処理の特例）</p> <p>第八十六条の五（略）</p> <p>2 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、その指定を受けた災害により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ</p>	<p>（災害応急対策及びその実施責任）</p> <p>第五十条 災害応急対策は、次の各号に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を<sup>防</sup>御し、又は応急的救助を行なう等災害の拡大を防止するために行なうものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項</p> <p>七・八（略）</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、災害の発生<sup>の</sup>防<sup>禦</sup>又は拡大の防止のため<sup>の</sup>措置に関する事項</p> <p>2（略）</p> <p>（廃棄物の処理の特例）</p> <p>第八十六条の五（略）</p>

。)(以下この条において「指定災害廃棄物」という。)の円滑かつ迅速な処理を図るため、廃棄物処理法第五条の二第一項に規定する基本方針にのっとり、指定災害廃棄物の処理に関する基本的な指針(以下この条において「処理指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

3| 処理指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一| 指定災害廃棄物の処理の基本的な方向

二| 指定災害廃棄物の処理についての国、地方公共団体、事業者その他の関係者の適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項

三| 前二号に掲げるもののほか、指定災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理の確保に關し必要な事項

4| 環境大臣は、第一項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

5| 7| (略)

8| 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

9| 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、か

2| 環境大臣は、前項の規定による指定があつたときは、期間を限り、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百二十七号。以下この条において「廃棄物処理法」という。))第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下この条において同じ。)の処理を迅速に行わなければならない地域を廃棄物処理特例地域として指定することができる。

3| 5| (略)

6| 環境大臣は、第二項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第三項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。

つ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制

二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性

三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性

10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。

11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。

12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。

13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<p>2 (略)</p>	<p>(災害緊急事態の布告に伴う特例)</p> <p>第百八条の四 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項及び第八十六条の五第一項の規定により当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の三第二項及び第三項、第八十六条の四第二項並びに第八十六条の五第二項から第十三項までの規定を適用する。この場合において、第八十六条の二第二項及び第八十六条の三第二項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>(災害緊急事態の布告に伴う特例)</p> <p>第百八条の四 第百五条の規定による災害緊急事態の布告があつたときは、第八十六条の二第一項、第八十六条の三第一項、第八十六条の四第一項及び第八十六条の五第一項の規定により当該災害を指定する政令が定められたものとみなして、第八十六条の二第二項及び第三項、第八十六条の三第二項及び第三項、第八十六条の四第二項並びに第八十六条の五第二項から第六項までの規定を適用する。この場合において、第八十六条の二第二項及び第八十六条の三第二項中「政令で定める区域及び期間」とあるのは、「当該災害に係る緊急災害対策本部の所管区域及び当該災害に係る災害緊急事態の布告が発せられた時から当該緊急災害対策本部が定める日までの間」とする。</p>